

土木工事安全施工技術指針 新旧比較表

令和5年3月版				改訂				改訂理由	
章	節	条	項	章	節	条	項	本文	適用基準等
2				2				第2章 安全措置一般	
2	2			2	2			第2節 工事現場周辺の危害防止	
2	2	1		2	2	1		1. 工事区域の立入防止施設	
2	2	1	1					(1) 工事現場の周囲は、必要に応じて鋼板、シート又はガードフェンス等の立入防止施設を設置し、作業員及び第三者に対して工事区域を明確にすること。	
2	2	2		2	2	2		2. 現道占用の管理	
2	2	2	1					(1) 工事のため現道を使用する場合には、立入防止施設を含め占用許可条件に適合した設備とし、常に保守管理を行うこと。	
2	2	4		2	2	4		4. 工事現場出入口付近での交通事故防止	
2	2	4	4					(4) 出入口には、必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。	
2	2	5		2	2	5		5. 地域住民との融和	
2	2	5	4					(4) 工事中に周辺住民等から苦情又は意見等があったときは、丁寧に応対し、必要な措置を講じること。	
2	4			2	4			第4節 監視員、誘導員等の配置	
2	4	1		2	4	1		1. 監視員、誘導員等の配置	
2	4	1	2					(2) 監視員、誘導員には、現場状況、危険防止等について十分周知を図ること。	
2	4	2		2				2. 合図、信号等の統一	安衛則104, 151の8.159
2	4	2	1	2	4	2	1	(3) 難等の訓練の実施方法等の統一	安衛則642
2	5			2	5			第5節 墜落防止の措置	
2	5	1		2	5	1		1. 足場通路等からの墜落防止措置	安衛法21
2	5	1	5					(5) 足場等の作業床は、日常作業開始前及び必要に応じ点検し保守管理に努めること。この際に、工事の進捗、現場条件等により変化していく工事現場においては、日々、該当する場所、作業の種類等に応じて適切な方法をとり、安全確保を図ること。	安衛則567
2	7			2	7			第7節 異常気象時の対策	
2	7	2		2	7	2		2. 気象情報の収集と対応	
2	7	2	1					(1) 事務所にテレビ、ラジオ、インターネット等を常備し、常に気象情報の入手に努めること。	安衛則522
2	7	3		2	7	3		3. 作業の中止、警戒及び各種点検	
2	7	3	1					(1) 気象の状況に応じて作業を中止すること。	
2	7	3	9					(9) 作業再開時で足場上の作業を行うときは、作業開始までに点検し、異常が認められたときは直ちに補修すること。	安衛則567
2	8			2	8			第8節 火災予防	
2	8	5		2	8	5		5. 避難設備	
2	8	5	2					(2) 2階以上の建物で収容人員が30人以上の場合には、すべり台、すべり棒、避難はしご、避難ロープ等を設置すること。	
2	10			2	10			第10節 現場管理	
2	10	9		2	10	9		9. 剥離剤など化学物質の適正な使用	
2	10	9	0					剥離剤など化学物質の使用については、ラベル・SDS（安全データシート）の情報に基づき、ばく露防止措置を確實に実施するとともに、通風が不十分な場合には排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。	厚生労働省通達基安化発1222第2号(R3.12.22)
3				3				第3章 地下埋設物・架空線等上空施設一般	
3	1			3				第1節 地下埋設物一般	

3	1	2		2. 事前確認		3	1	2		2. 事前確認				
3	1	2	2	また、埋設物の位置(平面・深さ)、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した表示板を取り付ける等、工事関係者に確実に伝達すること。		3	1	2	2	また、埋設物の位置(平面・深さ)、物件の名称、保安上の必要事項、管理者の連絡先等を記載した表示板を取り付ける等、工事関係者に確実に伝達すること。		・句読点の修正		
4				第4章 機械・装置・設備一般		4				第4章 機械・装置・設備一般				
4	2			第2節 建設機械の運用		4	2			第2節 建設機械の運用				
4	2	5	5.	電圧と離隔距離		4	2	5		5. 点検・修理作業時の安全確保				
4	2	5	4.	(4) 電路の電圧(交流) 特別高圧 2m以上、但し、60,000V以上は10,000V (7,000V以上) 又はその端数を増すことにより20cm増し 高圧 1.2m以上 (600~7,000V)	離隔距離 2m以上、但し、60,000V以上は10,000V 又はその端数を増すことにより20cm増し 高圧 1.2m以上 (600~7,000V)	さて行う に止止 行なう	4	2	5	4	(4) 点検・整備作業は、平坦地で建設機械を停止させて行うこと。やむを得ず傾斜地で行う場合は、機械の足回りに止止めをして逸走を防ぎ、かつ転倒のおそれがない姿勢で行うこと。		・誤字の修正	
4	2	5	6.	(6) 低圧 1.0m以上 (600V以下)	ておくこ と。 ど。 と。 どの下防 下防 止策をと 止策をと ること。	安衛則151の9 安衛則151の9	4	2	5	6	(6) アタッチメント等の作業装置は必ず地上に卸しておくこと。やむを得ずブレード、ハケット等を上げ、その下で点検・整備作業を行う場合には、支柱又はロックで支持するなどの下防策をとること。	安衛則151の9	・脱字の修正	
4	5			第5節 移動式クレーン作業		4	5			第5節 移動式クレーン作業				
4	5	3		3. 移動式クレーンの誘導・合図		4	5	3		3. 移動式クレーンの誘導・合図				
4	5	3	1.	(1) 合図者は1人とし、打合せた合図で明確に行うこと。		4	5	3	1	(1) 合図者は1人とし、打合せをした合図で明確に行うこと。		・脱字の修正		
4	5	7		7. 玉掛け作業		4	5	7		7. 玉掛け作業				
4	5	7	7.	(7) 荷の巻き掛けつりの方法として2本4点半掛けつりは、つり荷の安定が悪いため、玉掛け用ワイヤがずれないような適切な措置を講ずること。		4	5	7	7	(7) 荷の巻き掛けつりの方法として2本4点半掛けつりは、つり荷の安定が悪いため、玉掛け用ワイヤがずれないような適切な措置を講ずること。		・句読点の修正		
4	6			第6節 貸賃機械等の使用	安衛法33 安衛則666, 667, 668	4	6			第6節 貸賃機械等の使用	安衛法33 安衛則666, 667, 668			
4	6	1		1. 貸賃機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合		4	6	1		1. 貸賃機械の使用あるいは機械設備の貸与の場合				
4	6	1	3.	(3) 使用機械が日々変わる場合は、機体の整備状況、安全装置の装備、その正常動作を適宜確認すること。		4	6	1	3	(3) 使用機械が日々変わるのは、機体の整備状況、安全装置の装備、その正常動作を適宜確認すること。		・脱字の修正		
5				第5章 仮設工事		5				第5章 仮設工事				
5	1			第1節 一般事項		5	1			第1節 一般事項				
5	1	2		2. 施工条件の把握		5	1	2		2. 施工条件の把握				
5	1	2	1.	(1) 設計図書は十分に検討・把握し、施工計画に反映させること。		5	1	2	1	(1) 設計図書は十分に検討・把握し、施工計画に反映させること。		・脱字の修正		
5	2	2	5.	(5) 土留工を施してある間は、点検員を配置して定期的に点検を行い、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は、直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の段階の施工は行わないこと。		5	2	2	5	(5) 土留工を施してある間は、点検員を配置して点検を行い、土留用部材の変形、緊結部のゆるみ、地下水位や周辺地盤の変化等の異常が発見された場合は、直ちに作業員全員を必ず避難させるとともに、事故防止対策に万全を期したのちでなければ、次の段階の施工は行わないこと。		・「デジタル原則を踏まえたアナログ規制(通知・通達等)の見直し方針」に基づく改訂		
5	4			第4節 足場等		5	4			第4節 足場等				
5	4	2		2. 計画・組立・解体の留意事項		5	4	2		2. 計画・組立・解体の留意事項				
5	4	2	4.	(4) 本足場が設けられない立地条件で一側足場 布板一側足場及び特殊な足場については、墜落、倒壊防止について十分検討すること。		5	4	2	4	(4) 幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、本足場を使用しなければならない。本足場が設けられない立地条件で一側足場、布板一側足場及び特殊な足場については、墜落、倒壊防止について十分検討すること。	安衛則561の2	・法令の改正に伴う改訂		
5	4	3		3. 組立設置作業		5	4	3		3. 組立設置作業				
						5	4	3	6	(6) つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。以下同じ。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業を行う場合は、足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、その者に当該作業に從事する労働者の指揮を行わせなければならない。	安衛則565	・各地整との意見照会による修正(中部地整 木曽川上流河川事務所)		
5	4	5		5. 点検		5	4	5		5. 点検				
5	4	5	2.	(2) 交差筋交い、さん、幅木、手摺わく、手摺及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、その日の作業を開始する前に点検 ^U 。異常を認めた時は直ちに補修すること。	安衛則567	5	4	5	2	(2) 交差筋交い、さん、幅木、手摺わく、手摺及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について、点検者を指名して、その日の作業を開始する前に点検させ、異常を認めた時は直ちに補修すること。	安衛則567	・法令の改正に伴う改訂		
5	6			第6節 作業床・作業構台		5	6			第6節 作業床・作業構台				
5	6	1		1. 作業床		5	6	1		1. 作業床				
5	6	1	4.	(4) また、足場板を長手方向に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。		5	6	1	4	(4) また、足場板を長手方向に重ねるときは支点上で重ね、その重ねた部分の長さは20cm以上とすること。		・誤字の修正		
5	6	2		2. 手摺		5	6	2		2. 手摺				

5	6	2	2	(2) 手すりは、高さは85cm以上の手すりまたはこれと同等以上の機能を有する設備とし、中桟等を設けること。	安衛則552	5	6	2	2	(2) 手すりは、高さが85cm以上の手すりまたはこれと同等以上の機能を有する設備とし、中桟等を設けること。	安衛則552	・誤字の修正
5	9			第9節 溶接作業		5	9			第9節 溶接作業		
5	9	2		2. アセチレン溶接作業		5	9	2	2	2. アセチレン溶接作業		
5	9	2	2	(2) 溶接等の作業を行う場所の近くには適当な消火設備又は消火器を備えておくこと。	安衛則312	5	9	2	2	(2) 溶接等の作業を行う場所の近くには、適当な消火設備又は消火器を備えておくこと。	安衛則312	・句読点の追加
5	9	2	9	(9) 凍結のおそれがあるときは、雨濡れや湿気の多いところに置かぬこと。口金や減圧弁が凍った時は温湯を使用して融解し、直接火気を使用しないこと。	安衛則315	5	9	2	9	(9) 凍結のおそれがあるときは、雨濡れや湿気の多いところに置かないこと。口金や減圧弁が凍った時は温湯を使用して融解し、直接火気を使用しないこと。	安衛則315	・誤字の修正
6				第6章 運搬工		6				第6章 運搬工		
6	2			第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等		6	2			第2節 トラック・ダンプトラック・トレーラ等		
6	2	2		2. 運搬作業		6	2	2		2. 運搬作業		
						6	2	2	11	(11) テールゲートリフターの操作は、必要な資格を取得している者が行うこと。	安衛則36	・法令の改正に伴う改訂
6	2	2	11	(11) 特装自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。		6	2	2	12	(12) 特装自動車の走行は、必要な免許、資格等を取得している者が行うこと。		・上記に伴う順送り
						6	2	2	13	(13) 最大積載量が「2トン以上」の貨物自動車で積み卸し作業を行いうときは、昇降設備を設置する。	安衛則151の67	・各地整との意見照会による修正（中部地整 北勢国道事務所）
6	6			第6節 索道及びケーブルクレーン		6	6			第6節 索道及びケーブルクレーン		
6	6	2		2. 運搬作業		6	6	2		2. 運搬作業		
6	6	2	5	(5) 号、合図はケーブルクレーン標準合図で確実に行い、オペレータは信号、合図を確認しながら運転を行うこと。	クレーン則25	6	6	2	5	(5) 信号、合図はケーブルクレーン標準合図で確実に行い、オペレータは信号、合図を確認しながら運転を行うこと。	クレーン則25	・脱字の修正
6	6	3		3. 点検		6	6	3		3. 点検		
6	6	3	5	(5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後又は震度4以上の地震が起った後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	クレーン則37, 38	6	6	3	5	(5) 瞬間風速が30m/sを超える暴風の後、又は震度4以上の地震が起った後に作業をする場合には、あらかじめクレーンの各部分の異常の有無を点検し、その結果を記録して3年間保存しておくこと。	クレーン則37, 38	・句読点の追加
7				第7章 土工工事		7				第7章 土工工事		
7	4			第4節 盛土面及びのり面 剥削面の高さ	剥削面の勾配	7	4			第4節 盛土面及びのり面 剥削面の高さ	剥削面の勾配	
7	4	2		2. 盛土の施工	5m 未満 90°	7	4	2		2. 盛土の施工	5m 未満 90°	
7	4	2	1	(1) 掘土ののり面、勾配はなるべく緩やかにしておくこと。		7	4	2	1	(1) 掘土ののり面勾配は、なるべく緩やかにしておくこと。		・句読点の修正
7	5			第5節 発破掘削	2m 未満 90°	7	5			第5節 発破掘削	2m 未満 90°	
7	5	1		1. 火薬類作業従事者に係る事項	75°	7	5	1		1. 火薬類作業従事者に係る事項	75°	
7	5	1	3	(3) 奈破の作業を行う時は、発破の業務に就くことが出来る者うちから作業指揮者を選任する。以下又は高さ 5m 未満	安衛則320	7	5	1	3	(3) 奈破の作業を行う時は、発破の業務に就くことが出来る者うちから作業指揮者を選任する。以下又は高さ 5m 未満	安衛則320	・脱字の修正
7	5	4		4. 奈破火薬類のや時置場	掘削面の勾配 45° 以下又は高さ 2m 未満	7	5	4		4. 奈破火薬類のや時置場	掘削面の勾配 45° 以下又は高さ 2m 未満	
7	5	4	3	(4) 奈破に火薬、爆薬や雷管と同一の箱、袋等に入れないこと。		7	5	4	3	(4) 奈破に火薬、爆薬や雷管と同一の箱、袋等に入れないこと。		・誤字の修正
8				第8章 基礎工事		8				第8章 基礎工事		
8	4			第4節 第4節オープケーン基礎工事、深礎工法、その他		8	4			第4節 第4節オープケーン基礎工事、深礎工法、その他		
8	4	1		1. 一般事項		8	4	1		1. 一般事項		
8	4	1	9	(9) 機械の故障、電気関係の不備、漏電等を生じたときは、修理完了までは使用を禁止すること。		8	4	1	9	(9) 機械の故障、電気関係の不備、漏電等が生じたときは、修理完了までは使用を禁止すること。		・誤字の修正
9				第9章 コンクリート工事		9				第9章 コンクリート工事		
9	2			第2節 鉄筋工		9	2			第2節 鉄筋工		
9	2	4		4. 作業床の設置	安衛則518	9	2	4		4. 作業床の設置	安衛則518	
9	2	4	0	1. 高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。		9	2	4	1	(1) 高所で組立作業を行うときは、安全な作業床を設けること。作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、作業員に要求性能墜落制止用器具を使用させる等の措置を講じること。		・段落番号の追加
9	2	4	0	2. 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所で、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。	安衛則36	9	2	4	2	(2) 高さ2m以上の作業床設置が困難な箇所で、フルハーネス型の墜落制止用器具を用いて行う作業は、特別教育を受けたものが行うこと。	安衛則36	・段落番号の追加
9	4			第4節 コンクリート工		9	4			第4節 コンクリート工		
9	4	2		2. コンクリート打設設備		9	4	2		2. コンクリート打設設備		
9	4	2	11	(11) 輸送管とホースを切り離す時は、バルブ、コックなどを開放し内部の圧力を減少させる。	安衛則171の2	9	4	2	11	(11) 輸送管とホースを切り離す時は、バルブ、コックなどを開放し内部の圧力を減少させる。	安衛則171の2	・句読点の修正

9	4	2	12	(12) 洗浄ボールを用いて輸送管等の内部を洗浄する作業を行うときは、洗浄ボールの飛出しによる労働者の危険を防止するための器具を当該輸送管等の先端部に取り付けること。	安衛則171の2	9	4	2	12	(12) 洗浄ボールを用いて輸送管等の内部を洗浄する作業を行うときは、洗浄ボールの飛出しによる労働者の危険を防止するための器具を当該輸送管等の先端部に取り付けること。	安衛則171の2	・句読点の修正	
10				第 10 章 圧気工事		10				第 10 章 圧気工事			
10	2			第 2 節 圧気作業		10	2			第 2 節 圧気作業			
10	2	6		6. 高圧室内作業の管理		10	2	6		6. 高圧室内作業の管理			
10	2	6	1	(1) あらかじめ減圧を停止する圧力および時間等を示した作業計画書を作成し当該計画により作業を行わなければならぬ。またその内容を当該作業員に周知すること。	高圧則12の2	10	2	6	1	(1) あらかじめ減圧を停止する圧力および時間等を示した作業計画書を作成し当該計画により作業を行わなければならぬ。またその内容を当該作業員に周知すること。	高圧則12の2	・誤字の修正	
10	2	9		9. 高圧室の設備	高圧則2	10	2	9		9. 高圧室の設備	高圧則2		
10	2	9	0	1	作業室の気積は、作業員1人について、4m ³ 以上確保できるように計画すること。		10	2	9	0	1	作業室の気積は、作業員1人について、4m ³ 以上確保できるように計画すること。	・単位の修正
10	3			第 3 節 仮設備		10	3			第 3 節 仮設備			
10	3	2		2. 気閘室		10	3	2		2. 気閘室			
10	3	2	3	(3) 気閘室の床面積及び気積は、加圧又は減圧を受ける高圧室内作業者1人について、それぞれ0.3m ² 以上及び0.6m ³ 以上とすること。	高圧則3	10	3	2	3	(3) 気閘室の床面積及び気積は、加圧又は減圧を受ける高圧室内作業者1人について、それぞれ0.3m ² 以上及び0.6m ³ 以上とすること。	高圧則3	・単位の修正	
10	3	2	5	(5) 気閘室の床面の照明は20ルクス以上とし、気閘室内の温度が10°C以下の場合は、適当な保温用具を設けること。また、気閘室内には椅子その他の休息用具を設けること。	高圧則20	10	3	2	5	(5) 気閘室の床面の照明は20ルクス以上とし、気閘室内の温度が10°C以下の場合は、適当な保温用具を設けること。また、気閘室内には椅子その他の休息用具を設けること。	高圧則20	・誤字の修正	
10	3	4		4. 換気設備		10	3	4		4. 換気設備			
10	3	4	2	(2) 作業室及び気こう室における酸素、窒素または炭酸ガスの分圧は、高圧室内業務従事者の健康障害を防止するため、酸素は18kPa以上160kPa以下（ただし、気こう室において減圧を行う場合にあっては、18kPa以上220kPa以下）、窒素は400kPa以下、炭酸ガスは0.5kPa以下となるように換気その他必要な措置を講じること。	高圧則15	10	3	4	2	(2) 作業室及び気こう室における酸素、窒素または炭酸ガスの分圧は、高圧室内業務従事者の健康障害を防止するため、酸素は18kPa以上160kPa以下（ただし、気こう室において減圧を行う場合にあっては、18kPa以上220kPa以下）、窒素は400kPa以下、炭酸ガスは0.5kPa以下となるように換気その他必要な措置を講じること。	高圧則15	・脱字の修正	
12				第 12 章 土石流の到達するおそれのある現場での工事		12				第 12 章 土石流の到達するおそれのある現場での工事			
12	1			第 1 節 一般事項		12	1			第 1 節 一般事項			
12	1	6		6. 施工計画における留意事項		12	1	6		6. 施工計画における留意事項			
12	1	6	5	(5) 同一渓流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合工事関係者間の十分な連携が図れるよう、連絡協議会等の体制を整えておくこと。	安衛則642の2の2	12	1	6	5	(5) 同一渓流内で複数の発注機関により発注された工事関係者が同時に工事を実施する場合、工事関係者間の十分な連携が図れるよう、連絡協議会等の体制を整えておくこと。	安衛則642の2の2	・句読点の追加	
13				第 13 章 道路工事		13				第 13 章 道路工事			
13	2			第 2 節 交通保安施設		13	2			第 2 節 交通保安施設			
13	2	1		1. 道路標識等		13	2	1		1. 道路標識等			
13	2	1	1	(1) 工事による交通の危険及び洪瀬の防止、歩行者の安全等を図るために、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること	公災防(土)23 国道利第37号・国道 国防第205号 (H18.3.31)	13	2	1	1	(1) 工事による交通の危険及び洪瀬の防止、歩行者の安全等を図るために、事前に道路状況を把握し、交通の処理方法について検討すること。	公災防(土)23 国道利第37号・国道 国防第205号 (H18.3.31)	・句読点の追加	
13	4			第 4 節 維持修繕工事		13	4			第 4 節 維持修繕工事			
13	4	3		3. 歩道工事		13	4	3		3. 歩道工事			
13	4	3	1	(1) 歩行者通路には堅固なバリケード、ガードフェンス等を設置すること。また、標示及び作業区域を明確に行うこと。		13	4	3	1	(1) 歩行者通路には堅固なバリケード、ガードフェンス等を設置すること。また、標示及び作業区域の明示を明確に行うこと。		・脱字の修正	
13	4	5		5. 清掃、除草等の作業		13	4	5		5. 清掃、除草等の作業			
13	4	5	4	(4) 草刈、盛土の際の路肩作業にあたっては、車両通過の際の飛石等を防止するため、路面の落石等を除去するなどの対策を講じること。		13	4	5	4	(4) 草刈、盛土の際の路肩作業にあたっては、車両通過の際の飛石等を防止するため、 飛び石防止の防護板等や路面の落石等を除去するなどの防護措置を講じること。 また、 防護措置は必ず除草作業の移動と同調すること。		・各地整との意見照会による修正（中部地整 道路部 道路工事課）	
13	5			第 5 節 道路除雪		13	5			第 5 節 道路除雪			
13	5	1		1. 除雪計画と準備		13	5	1		1. 除雪計画と準備			
13	5	1	3	(3) 除雪作業運転員は準備期間中担当区間の道路状況、地形、危険物の位置等を熟知出来るように、車両による試走を十分行うこと。		13	5	1	3	(3) 除雪作業運転員は準備期間中、担当区間の道路状況、地形、危険物の位置等を熟知出来るように、車両による試走を十分行うこと。		・句読点の追加	
14				第 14 章 橋梁工事（架設工事）		14				第 14 章 橋梁工事（架設工事）			
14	1			第 1 節 一般事項		14	1			第 1 節 一般事項			

			5. 仮設構造物に係る計測		14 1 5	5. 仮設構造物に係る計測		
14 1 5 1			(1) 作業段階毎に計測管理項目（変位、倒れ、反力など）とその管理基準値の設定、計測頻度とその記録方法、計測値が管理基準値を超過した場合の対処方法などについて事前に計画すること。	鋼橋架設工事の事故防止対策等	14 1 5 1	(1) 作業段階毎に計測管理項目（変位、倒れ、反力など）とその管理基準値の設定、計測頻度とその記録方法、計測値が管理基準値を超過した場合の対処方法などについて事前に計画すること。	鋼橋架設工事の事故防止対策(追補版)等	・事故を踏まえた再発防止策に伴う改訂
14 2	第2節 鋼橋架設設備				14 2	第2節 鋼橋架設設備		
14 2 9	9. 消火器等の整備	安衛則289	9. 消火器等の整備	安衛則289				
14 2 9 0 1	機械設備・火気取扱い場所等には消火器などの消火設備を備えておくこと。		機械設備・火気取扱い場所等には消火器などの消火設備を備えておくこと。なお、消化設備は、予想される火災等の性状に適応するものとすること。					・文章の追加
14 2 9 0 2	なお、消化設備は、予想される火災等の性状に適応するものとすること。							・文章の削除
14 3	第3節 鋼橋架設作業		第3節 鋼橋架設作業					
14 3 1	1. 架設作業	安衛則517の6, 517の7	1. 架設作業	安衛則517の6, 517の7		1. 架設作業	安衛則517の6, 517の7	・事故を踏まえた再発防止策に伴う改訂
						2. 架設時の安全対策（基本方針）		
					14 3 2		国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策(R5. 9. 22)	
					14 3 2 1	(1) 架設時に道路利用者に被害が及ぼないよう通行規制を行うこと。		"
					14 3 2 2	(2) 横取り、降下作業時の桁下の道路利用者等への安全対策を行うこと。		"
					14 3 3	3. 作業手順書	国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策(R5. 9. 22)	・事故を踏まえた再発防止策に伴う改訂
					14 3 3 1	(1) 作業手順書は実際の架設方法・手順を反映すること。		"
					14 3 3 2	(2) 各作業ステップの作業手順や管理項目が作業員の中で共有され、遵守されるようにすること。		"
14 3 2	2. 指揮・命令系統等の明確化	安衛則517の8, 517の9	4. 指揮・命令系統等の明確化	安衛則517の8, 517の9		4. 指揮・命令系統等の明確化	安衛則517の8, 517の9	・上記に伴う順送り
14 3 2 1	(1) 各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・作業者の役割及び人員配置を明確にすること。		(1) 各作業に対しては、指揮・命令系統・作業手順・作業者の役割及び人員配置を明確にすること。					"
14 3 2 2	(2) 近接した場所において他の作業が行われる場合には、各作業間で連絡・調整を十分に行い、作業をすること。		(2) 近接した場所において他の作業が行われる場合には、各作業間で連絡・調整を十分に行い、作業をすること。					"
14 3 3	3. 架設機械の設置・点検		5. 架設機械の設置・点検			5. 架設機械の設置・点検		・上記に伴う順送り
14 3 3 1	(1) クレーン・移動式クレーン・送り出し装置などの架設機械は、施工計画に基づき設置すること。		(1) クレーン・移動式クレーン・送り出し装置などの架設機械は、施工計画に基づき設置すること。					"
14 3 3 2	(2) ベント・ケーブルクレーン設備・送り出し設備などの架設設備は、載荷前に異常の有無を点検すること。		(2) ベント・ケーブルクレーン設備・送り出し設備などの架設設備は、載荷前に異常の有無を点検すること。					"
14 3 4	4. クレーン作業		6. クレーン作業			6. クレーン作業		・上記に伴う順送り
14 3 4 1	(1) 移動式クレーンの機体は、水平に設置すること。アウトリガーアーを設置する箇所の地盤を点検するとともに、必要に応じて鉄板を敷くなど、地盤沈下を防止する措置を講じること。	クレーン則70の3	(1) 移動式クレーンの機体は、水平に設置すること。アウトリガーアーを設置する箇所の地盤を点検するとともに、必要に応じて鉄板を敷くなど、地盤沈下を防止する措置を講じること。	クレーン則70の3			クレーン則70の3	"
14 3 4 2	(2) クレーン作業において、橋部材などの巻き上げ・巻きおろし中は、吊り荷の下に作業員を立入らせないこと。		(2) クレーン作業において、橋部材などの巻き上げ・巻きおろし中は、吊り荷の下に作業員を立入らせないこと。					"
14 3 4 3	(3) ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引用ワイヤロープの内角側に入らないこと。	クレーン則28	(3) ケーブルクレーン作業においては、巻上、横引用ワイヤロープの内角側に入らないこと。	クレーン則28			クレーン則28	"
14 3 5	5. 橋部材の仮置き		7. 橋部材の仮置き			7. 橋部材の仮置き		・上記に伴う順送り
14 3 5 0 1	部材は指定された場所に、組立作業順序を考慮して、堅固な敷木上に正しく置くこと。		部材は指定された場所に、組立作業順序を考慮して、堅固な敷木上に正しく置くこと。					"
14 3 6	6. 地組立作業		8. 地組立作業			8. 地組立作業		・上記に伴う順送り
14 3 6 1	(1) 地組立は整理された場所で行い、堅固な支持材を設けて部材の横転を防ぐこと。		(1) 地組立は整理された場所で行い、堅固な支持材を設けて部材の横転を防ぐこと。					"
14 3 6 2	(2) 地組中の組立部材が不安定な場合は、転倒防止用設備を設けること。		(2) 地組中の組立部材が不安定な場合は、転倒防止用設備を設けること。					"
14 3 7	7. 橋部材の組立作業		9. 橋部材の組立作業			9. 橋部材の組立作業		・上記に伴う順送り
14 3 7 1	(1) 橋部材は地切りした状態で、玉掛けロープ・天秤・アウトリガーポジションなどに異常のないことを確認した後に作業を進めること。		(1) 橋部材は地切りした状態で、玉掛けロープ・天秤・アウトリガーポジションなどに異常のないことを確認した後に作業を進めること。					"

14	3	7	2	(2) 地組みされた橋部材のブロックを吊るときは、あらかじめ定められた吊点を吊ること。		14	3	9	2	(2) 地組みされた橋部材のブロックを吊るときは、あらかじめ定められた吊点を吊ること。		"	
14	3	7	3	(3) 重量物及び長尺物を吊り上げる時は、介錯ロープを用いること。		14	3	9	3	(3) 重量物及び長尺物を吊り上げる時は、介錯ロープを用いること。		"	
14	3	7	4	(4) 箱桁等幅のある橋部材を吊り上げる場合は、予めクレーンのブームが橋部材に接触するおそれがないか十分チェックするとともに、作業中においても十分注意すること。		14	3	9	4	(4) 箱桁等幅のある橋部材を吊り上げる場合は、予めクレーンのブームが橋部材に接触するおそれがないか十分チェックするとともに、作業中においても十分注意すること。		"	
14	3	7	5	(5) 桁を吊り上げた状態で、ブロックの取付状態及びワイヤロープの力の方向が正常であるか否か等を確認してから作業を進めること。		14	3	9	5	(5) 桁を吊り上げた状態で、ブロックの取付状態及びワイヤロープの力の方向が正常であるか否か等を確認してから作業を進めること。		"	
14	3	7	6	(6) 仮締めボルト及びドリフトピンは、空孔のボルトが締め終わるまで抜かないこと。		14	3	9	6	(6) 仮締めボルト及びドリフトピンは、空孔のボルトが締め終わるまで抜かないこと。		"	
14	3	7	7	(7) 曲線桁または重心の高い橋桁を取扱う場合には、横転を防ぐための転倒防止措置を講じること。		14	3	9	7	(7) 曲線桁または重心の高い橋桁を取扱う場合には、横転を防ぐための転倒防止措置を講じること。		"	
14	3	7	8	(8) 桁の横取り作業やジャッキによる降下作業を行うときは、控えのワイヤロープを設置する等、桁の転倒等を防止する措置を講じること。		14	3	9	8	(8) 桁の横取り作業やジャッキによる降下作業を行うときは、控えのワイヤロープを設置する等、桁の転倒等を防止する措置を講じること。		"	
14	3	8		8. 溶接・塗装等作業	有機則5.9 粉じん則27	14	3	10		10. 溶接・塗装等作業	有機則5.9 粉じん則27	・上記に伴う順送り	
14	3	8	0	(1) 箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。		14	3	10	0	(1) 箱桁・鋼橋脚等の内部で溶接・塗装等の作業を行うときは、十分な換気を行い、かつ作業員に呼吸用保護具を使用させること。		"	
14	3	8	0	(2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。	厚生労働省通達基安化発1222第2号 (R3.12.22)	14	3	10	0	(2) 箱桁・鋼橋脚等の内部に限らず、塗膜の剥離など剥離剤の取扱い作業では、ばく露防止措置を確実に実施するとともに、通風が不十分な場合に排気装置を設けるなど有害物の濃度を低減させる対策を実施すること。	厚生労働省通達基安化発1222第2号 (R3.12.22)	"	
14	3	9		9. 上下作業の回避		14	3	11		11. 上下作業の回避		・上記に伴う順送り	
14	3	9	0	1	トラス・アーチ桁等の架設においては、できる限り上下同時作業がないように工程を調整すること。		14	3	11	0	11. 上下作業の回避		"
14	3	10		10. 受架台等の支持・転倒・滑動に対する安全性の照査	鋼橋架設工事の事故防止対策等	14	3	12		12. 受架台等の支持・転倒・滑動に対する安全性の照査	鋼橋架設工事の事故防止対策(追補版)等	・事故を踏まえた再発防止策に伴う改訂 ・上記に伴う順送り	
14	3	10	1	(1) 受架台等の基礎形式は、地盤に関する調査結果に応じて、敷き鉄板、コンクリート基礎、地盤改良、杭基礎等、適切な工法を選定し、基礎部分の予期せぬ沈下や受架台等傾斜・捻れ等を防止すること。		14	3	12	1	(1) 受架台等の基礎形式は、地盤に関する調査結果に応じて、敷き鉄板、コンクリート基礎、地盤改良、杭基礎等、適切な工法を選定し、基礎部分の予期せぬ沈下や受架台等傾斜・捻れ等を防止すること。		・句読点の修正	
14	3	10	2	(2) 載荷時の安定計算は橋軸直角方向に加え橋軸方向についても、照査水平荷重を用いて実施すること。なお転倒等により第三者被害に及ぶ恐れのある場合には、フェールセーフのための措置を検討すること。		14	3	12	2	(2) 載荷時の安定計算は橋軸直角方向に加え橋軸方向についても、照査水平荷重を用いて実施すること。なお転倒等により第三者被害に及ぶ恐れのある場合には、フェールセーフのための措置を検討すること。		・句読点の修正	
14	3	10	3	(3) 橋桁の支持位置(載荷位置)は受架台等の重心位置から偏心させないよう設計・施工することを基本とし転倒に対する安全性照査を行うこと。現地施工条件により、偏心が回避出来ない場合には、偏心によるモーメントを考慮し転倒に対する安全性照査を行うこと。		14	3	12	3	(3) 橋桁の支持位置(載荷位置)は、受架台等の重心位置から偏心させないよう設計・施工することを基本とし、転倒に対する安全性照査を行うこと。現地施工条件により、偏心が回避出来ない場合には、偏心によるモーメントを考慮し転倒に対する安全性照査を行うこと。		・句読点の修正	
14	3	10	4	(4) 下フランジの勾配など、受架台等の支持位置における個別要因による橋軸方向の水平荷重を適切に考慮し安全性照査を行うこと。その際には、橋桁の支持架台(サンドル等)の高さも考慮すること。		14	3	12	4	(4) 下フランジの勾配など、受架台等の支持位置における個別要因による橋軸方向の水平荷重を適切に考慮し安全性照査を行うこと。その際には、橋桁の支持架台(サンドル等)の高さも考慮すること。		・上記に伴う順送り	
14	3	11		11. 受架台の設置		14	3	13		13. 受架台の設置		・上記に伴う順送り	
14	3	11	1	(1) 受架台は各架設段階において、受架台に作用する鉛直荷重、架設時の転倒に対する安全を検討するのに必要な水平荷重、各支点間の相対変位によって生ずる不均等荷重等の荷重に対して必要な耐力を有する部材を使用すること。		14	3	13	1	(1) 受架台は各架設段階において、受架台に作用する鉛直荷重、架設時の転倒に対する安全を検討するのに必要な水平荷重、各支点間の相対変位によって生ずる不均等荷重等の荷重に対して必要な耐力を有する部材を使用すること。		"	
14	3	11	2	(2) 受架台にサンドル材を使用する場合は、井げた状に組んで使用し、相互にボルトで固定すること。		14	3	13	2	(2) 受架台にサンドル材を使用する場合は、井げた状に組んで使用し、相互にボルトで固定すること。		"	
						14	3	14		14. 降下作業に関する安全対策	国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策(R5.9.22)	・事故を踏まえた再発防止策に伴う改訂	
						14	3	14	1	(1) 降下作業時の台枠の安全対策は以下の通りとする。 ① 偏心や傾斜による荷重が作用することも想定し、堅固かつ安定となるように必要な対策を行うこと。		"	
						14	3	14	1	(1) 降下作業時の台枠の安全対策は以下の通りとする。 ① 偏心や傾斜による荷重が作用することも想定し、堅固かつ安定となるように必要な対策を行うこと。		"	

								② 橋桁製作に先立ち、架設中の資機材設置位置・方法や作業工程を検討し、必要に応じて橋桁製作に反映すること。		"	
					14	3	14	1	② 既設桁と橋桁の位置合わせ等のために鉛直方向と水平方向を調整する装置を用いる場合の安全対策は以下の通りとする。	"	
					14	3	14	2	① 支点位置での変位量や反力を管理し、不安定な状態にしないように、鉛直、水平反力の不均等や傾斜を考慮した調整方法や監視方法とすること。 ② 複数の調整装置を同時に用いる場合は、橋桁や架台が不安定にならないように適切な連携が図られるようにすること。	"	
					14	3	14	2	15. セッティングビーム使用時の安全対策	国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策(R5.9.22) ・事故を踏まえた再発防止策に伴う改訂	
					14	3	15	1	(1) 接合方法の設計にあたっては、吊り材の様に工事の安全上重要な部位の場合、道路橋示方書の規定に従うなど、耐荷力機構が明らかで信頼性の明らかな接合方法を用いることを基本とすること。 (2) 橋桁と圧縮点架台並びにセッティングビームと圧縮点架台は相互に固定するなど、荷重の不均等や偏心が生じたとしても圧縮点架台が容易に外れないように固定すること。	"	
					14	3	15	2	16. 計測管理	国道1号清水立体事業の鋼橋架設工事における事故を踏まえた再発防止策(R5.9.22) ・事故を踏まえた再発防止策に伴う改訂	
					14	3	16	1	(1) 架設中は、作業の進捗ごとに反力の状態が変化するため、作業ごとに橋桁、セッティングビーム、サンドルなどの位置、形状や、ジャッキ反力などの管理値を設定すること。また、計画どおりの架設となっているか、計画の前提・仮定のどおりの挙動になっているかを、適切な計測・監視・管理を行い、記録を残すこと。なお、記録の保全は、工事完了までを基本とすること。	"	
					14	3	16	2	(2) 記録方法は事前に設定するとともに、計測結果が管理値を超えた場合の対策方法についてもあらかじめ設定すること。	"	
14	3	12	1	12. ジャッキの設置及び降下作業	14	3	17	1	17. ジャッキの設置及び降下作業	・上記に伴う順送り	
14	3	12	1	(1) ジャッキは、各架設段階においてジャッキに作用する鉛直荷重、水平荷重、不均等荷重等の荷重に対して必要な能力(容量・タイプ)を有するものを使用すること。また、ジャッキ架台(サンドル)の設置については、前項受架台の設置に準ずるものとする。桁のジャッキ取付位置については、あらかじめ架設時の応力度を算定し、安全を確認すること。	14	3	17	1	(1) ジャッキは、各架設段階においてジャッキに作用する鉛直荷重、水平荷重、不均等荷重等の荷重に対して必要な能力(容量・タイプ)を有するものを使用すること。また、ジャッキ架台(サンドル)の設置については、前項受架台の設置に準ずるものとする。桁のジャッキ取付位置については、あらかじめ架設時の応力度を算定し、安全を確認すること。	"	
14	3	12	2	(2) 単純桁の設置でジャッキは、橋部材に局部座屈が生じないよう、適切な位置に据付けること。	14	3	17	2	(2) 単純桁の設置でジャッキは、橋部材に局部座屈が生じないよう、適切な位置に据付けること。	"	
14	3	12	3	(3) ジャッキを使用するときは、けた両端を同時におろさないこと。	14	3	17	3	(3) ジャッキを使用するときは、桁両端を同時におろさないこと。	・文章の修正	
14	3	12	4	(4) 多橋脚上で橋げたの降下作業を行うときは、一橋脚ごとにジャッキ操作を行い、他の橋脚は、受架台で支持した状態にしておくこと。	14	3	17	4	(4) 多橋脚上で橋桁の降下作業を行うときは、一橋脚ごとにジャッキ操作を行い、他の橋脚は、受架台で支持した状態にしておくこと。	・文章の修正	
14	3	12	5	(5) 一橋脚上で複数のジャッキを用いて降下作業を行うときは、降下速度を同一にすること。	14	3	17	5	(5) 一橋脚上で複数のジャッキを用いて降下作業を行うときは、降下速度を同一にすること。	・上記に伴う順送り	
14	3	13	1	13. 勤条梁の据付け	14	3	18	1	18. 勤条梁の据付け	・上記に伴う順送り	
14	3	13	0	勤条梁は、通り・高さ・勤条梁間の平行度等に注意して、正確に据付けること。	14	3	18	0	勤条梁は、通り・高さ・勤条梁間の平行度等に注意して、正確に据付けること。	"	
14	3	14	1	14. 橋桁の移動作業	14	3	19	1	19. 橋桁の移動作業	・上記に伴う順送り	
14	3	14	1	(1) 橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。	安衛則204	14	3	19	1	(1) 橋桁を台車等により水平方向に移動させる場合は、おしみワイヤ等の逸走防止装置を設置すること。	安衛則204
14	3	14	2	(2) 橋桁を移動させるときは、移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。		14	3	19	2	(2) 橋桁を移動させるときは、移動量・移動速度・方向性を確認しながら作業すること。	"

14	3	14	3	(3) 部材運搬台車を止めておくときは、台車を固定しておくこと。		14	3	19	3	(3) 部材運搬台車を止めておくときは、台車を固定しておくこと。		"	
14	3	15		15. 仮締め状態時の載荷制限		14	3	20		20. 仮締め状態時の載荷制限		・上記に伴う順送り	
14	3	15	1	(1) 張出し架設の場合、仮締め状態のままで架設機械等の重量物を載荷しないこと。		14	3	20	1	(1) 張出し架設の場合、仮締め状態のままで架設機械等の重量物を載荷しないこと。		"	
14	3	15	2	(2) 仮締め状態で長期間放置しないこと。		14	3	20	2	(2) 仮締め状態で長期間放置しないこと。		"	
14	3	16		16. 橋桁上のクレーン設置		14	3	21		21. 橋桁上のクレーン設置		・上記に伴う順送り	
14	3	16	0	既に架設した橋桁上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・据付け位置及びその使用状態を確認すること。		14	3	21	0	既に架設した橋桁上に移動式クレーン等を設置するときは、クレーン重量・据付け位置及びその使用状態を確認すること。		"	
14	3	17		17. 河川内に設置した仮設物の防護		14	3	22		22. 河川内に設置した仮設物の防護		・上記に伴う順送り	
14	3	17	0	河川内にペント・作業構台・昇降設備等の仮設物を設置する場合は、異常出水・船舶航行等に備えて、仮設物の防護を行うこと。		14	3	22	0	河川内にペント・作業構台・昇降設備等の仮設物を設置する場合は、異常出水・船舶航行等に備えて、仮設物の防護を行うこと。		"	
14	3	18		18. 係留設備		14	3	23		23. 係留設備		・上記に伴う順送り	
14	3	18	0	1 作業船又は台船などの係留設備には、十分安全なものを用いること。		14	3	23	0	1 作業船又は台船などの係留設備には、十分安全なものを用いること。		"	
14	3	19		19. 水上作業中の監視		14	3	24		24. 水上作業中の監視		・上記に伴う順送り	
14	3	19	1	(1) 航行船舶に対する監視を行うこと。		14	3	24	1	(1) 航行船舶に対する監視を行うこと。		"	
14	3	19	2	(2) 水深・流速・潮の干満及び作業船・台船の吃水を監視すること。		14	3	24	2	(2) 水深・流速・潮の干満及び作業船・台船の吃水を監視すること。		"	
14	5			第5節 P C橋架設作業		14	5			第5節 P C橋架設作業			
14	5	4		4. クレーン等の設置時のチェック		14	5	4		4. クレーン等の設置時のチェック			
14	5	4	0	1 移動式クレーンを既設桁上に設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。		14	5	4	0	1 移動式クレーンを既設桁上に設置して使用する場合は、アウトリガー反力による桁の応力などの照査を行うこと。		・文章の修正	
15				第15章 山岳トンネル工事		15				第15章 山岳トンネル工事			
15	1			第1節 一般事項		15	1			第1節 一般事項			
15	1	6		6. 資格者の選任		15	1	6		6. 資格者の選任			
15	1	6	2	(2) 事業者は、「ずい道等の掘削等作業主任者に、粉じん濃度等の測定方法、測定結果を踏まえた掘削等の作業方法、換気方法の決定、呼吸用保護具の選択、試料採取機器の設置の指揮・設置、呼吸用保護具の機能の点検、不良品の除外、使用状況の監視を行わせること。	厚生労働省通達基発0720第2号 (R2.7.20)	15	1	6	2	(2) 事業者は、「ずい道等の掘削等作業主任者に、粉じん濃度等の測定方法、測定結果を踏まえた掘削等の作業方法、換気方法の決定、呼吸用保護具の選択、試料採取機器の設置の指揮・設置、呼吸用保護具の機能の点検、不良品の除外、使用状況の監視を行わせること。	厚生労働省通達基発0720第2号 (R2.7.20)	・誤字の修正	
15	1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理		15	1	8		8. 山岳トンネル工事における現場管理			
15	1	8	6	(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。 また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43,44,45 じん肺法7,8,9 参考HP https://www.kensai-bou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html	15	2	8		(6) トンネルの作業では、雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断、じん肺健康診断等の特殊健康診断等を適切に受診させ、作業員の健康状態を把握するとともに、有害物侵入の観察等を行い、環境状況との関連も確認し、さらに保護具の適切な使用に配慮すること。 また、必要に応じて、「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」を利用すること。	安衛則43,44,45 じん肺法7,8,9 参考HP https://www.kensai-bou.or.jp/support/tunnel_system_info/employer.html	・句読点の修正	
15	2			第2節 仮設備		15	2			第2節 仮設備			
15	2	8		8. 工事用電気設備		15	2	8		8. 工事用電気設備			
15	2	8	6	(6) 気設備の保安管理体制を確立するとともに、停電・感電等の異常事態にそなえ、平素からその処理についての手順を定め、従業員への教育・訓練を実施すること。	安衛則350,36	15	2	8	6	(6) 電気設備の保安管理体制を確立するとともに、停電・感電等の異常事態にそなえ、平素からその処理についての手順を定め、従業員への教育・訓練を実施すること。	安衛則350,36	・脱字の修正	
15	4			第4節 粉じん対策		15	4			第4節 粉じん対策			
15	4	2		2. 粉じん発生源対策		15	4	2		2. 粉じん発生源対策			
15	4	2	6	② 吹付コンクリートへの粉じん抑制剤（粉体急結剤、液体急結剤）の添加及びコンクリートの分割練混ぜの導入を図ること。		15	4	2	6	② 吹付コンクリートへの粉じん抑制剤（粉体急結剤、液体急結剤）の添加及びコンクリートの分割練混ぜの導入を図ること。		・句読点の修正	
15	4	3		3. 換気		15	4	3		3. 換気			
15	4	3	1	(1) 換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入口粉じん濃度）目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	厚生労働省通達基発0720第2号 (R2.7.20) 基発第0226006号 (H20.2.26) 基発1128第12号 (H26.11.28)	15	4	3	1	(1) 換気装置等の計画にあたっては、粉じん濃度（吸入口粉じん濃度）目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とすること。ただし、掘削断面積が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。	厚生労働省通達基発0720第2号 (R2.7.20) 基発第0226006号 (H20.2.26) 基発1128第12号 (H26.11.28)	・単位の修正	

15	4	3	2	3	(2) 送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のことをいう。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のことをいう。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。また、切羽の進行に応じて速やかに風管を延長することが望ましいこと。		15	4	3	2	3	(2) 送気口（換気装置の送気管又は局所換気ファンによって清浄な空気を坑内に送り込む口のことをいう。以下同じ。）及び吸気口（換気装置の排気管によって坑内の汚染された空気を吸い込む口のことをいう。以下同じ。）は、有効な換気を行うのに適正な位置に設けること。また、切羽の進行に応じて速やかに風管を延長することが望ましい。		・誤字の修正
15	4	5	5	5	5.	呼吸用保護具	15	4	5	5.	呼吸用保護具			
15	4	5	1	1	(1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内作業場で従事するすべての作業員に防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び粉じん濃度等の測定結果に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な電動ファン付き呼吸用保護具を使用させること。	厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20)	15	4	5	1	(1) 粉じん作業が坑内で行われているときは、坑内作業場で従事するすべての作業員に防じんマスク、防じん機能を有する電動ファン付呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの等有効な呼吸用保護具を使用させること。なお、作業の内容及び粉じん濃度等の測定結果に応じて、当該作業に従事する労働者に有効な防じん機能を有する電動ファン付呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するものを使用させること。	厚生労働省通達基発0720第2号(R2.7.20)	・法令の改正に伴う改訂	
15	4	5	2	1	(2) 坑内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な電動ファン付呼吸用保護具を使用させること。	粉じん則27	15	4	5	2	(2) 坑内の粉じん作業のうち、次に掲げる作業に労働者を従事させる場合は、粉じん濃度等の測定の結果に応じて、有効な防じん機能を有する電動ファン付呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するものを使用させること。	粉じん則27	・法令の改正に伴う改訂	
15	7				第7節 可燃性ガス対策		15	7			第7節 可燃性ガス対策			
15	7	1			1. 事前調査における留意事項	官技発第329号(S53.7.26)	15	7	1		1. 事前調査における留意事項	官技発第329号(S53.7.26)		
15	7	1	2	2	(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、背斜及び断層など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。		15	7	1	2	(2) 工事に先立って可燃性ガスの発生を伴う可能性のある地層、背斜及び断層など、ガスの湧出と密接に関連する地質構造を的確に把握すること。		・句読点の修正	
15	7	9			9. 避難用器具		15	7	9		9. 避難用器具			
15	7	9	2	2	(2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等救命用具を備えること。	安衛則389の10	15	7	9	2	(2) ガス湧出の可能性の高い場合は呼吸器等の救命用具を備えること。	安衛則389の10	・脱字の修正	
15	8				第8節 挖削工		15	8			第8節 挖削工			
15	8	4			4. 坑内掘削		15	8	4		4. 坑内掘削			
15	8	4	5	2	① 作業に従事する労働者に保護帽、保護具(バックプロテクター等)、安全靴(長靴)、必要に応じて電動ファン付き呼吸用保護具等を着用させること。		15	8	4	5	① 作業に従事する労働者に保護帽、保護具(バックプロテクター等)、安全靴(長靴)、必要に応じて防じん機能を有する電動ファン付呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具であって粉じん機能を有するもの等を着用させること。		・法令の改正に伴う改訂	
16					第16章 シールドトンネル・推進工事		16				第16章 シールドトンネル・推進工事			
16	1				第1節 一般事項		16	1			第1節 一般事項			
16	1	1	0	1	本章は主に、シールドトンネル工事、立坑工事、推進工事に適用する。 シールドトンネル工事については、シールドの断面形状及び寸法、施工延長、地盤の性質、トンネルの土被りや地表の状況等を踏まえ、工事ごと、施工段階ごとに想定されるリスクとその対応を整理した上で適切な施工計画や施工管理を立案・実行すること。また、「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン（令和3年12月シールドトンネル施工技術検討会）」を踏まえ、安全な施工に努めること。		16	1	1	0	1	本章は主に、シールドトンネル工事、立坑工事、推進工事に適用する。 シールドトンネル工事については、シールドの断面形状及び寸法、施工延長、地盤の性質、トンネルの土被りや地表の状況等を踏まえ、工事ごと、施工段階ごとに想定されるリスクとその対応を整理した上で適切な施工計画や施工管理を立案・実行すること。また、「シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン（令和3年12月シールドトンネル施工技術検討会）」を踏まえ、安全な施工に努めること。		・句読点の修正
16	1	4			4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	1	4		4. 事前調査における留意事項	安衛則379 シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)		
16	1	4	0	6	④ 海、河川、湖沼を横断して掘進するシールドトンネルを計画する場合は、海底、河床、湖沼底の探査等を十分に実施すること。		16	1	4	0	6	④ 海、河川、湖沼を横断して掘進するシールドトンネルを計画する場合は、海底、河床、湖沼底の探査等を十分に実施すること。		・ブランクの削除
16	1	8			8. 施工計画における留意事項		16	1	8		8. 施工計画における留意事項			
16	1	8	1	1	(1) 土質及び地下水位の調査に基づいて、工法及び薬液注入等の補助工法の施工計画を定め、確實に実施すること。	安衛則380	16	1	8	1	(1) 土質及び地下水位の調査に基づいて、工法及び薬液注入等の補助工法の施工計画を定め、確實に実施すること。	安衛則380	・誤記の修正	
16	1	8	2	2	(2) 埋設物の処理及び地下障害物の処理に関し、周辺地盤のゆるみ等による陥没を生じさせないよう特に振動が少ない工法の選定を行うこと。		16	1	8	2	(2) 埋設物の処理及び地下障害物の処理に関し、周辺地盤のゆるみ等による陥没を生じさせないよう特に振動が少ない工法の選定を行うこと。		・誤記の修正	

16	4		第4節 シールドトンネル工事	16	4		第4節 シールドトンネル工事	16	4			
16	4	4	4. 切羽圧力の管理	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	4	4	4. 切羽圧力の管理	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)			
16	4	4	0	切羽圧力は切羽の安定が保たれるように管理し、切羽圧力等に急激な変動があった場合は、直ちにその原因を究明し、適切に対応すること。 なお、大断面のシールドにおいては、チャンバー内圧力の鉛直方向の勾配や直線性にも留意すること。		16	4	4	0	切羽圧力は切羽の安定が保たれるように管理し、切羽圧力等に急激な変動があった場合は、直ちにその原因を究明し、適切に対応すること。 なお、大断面のシールドにおいては、チャンバー内圧力の鉛直方向の勾配や直線性にも留意すること。		・句読点の修正
16	4	5	5. 排土量管理	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	4	5	5. 排土量管理	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)			
16	4	5	0	掘進時の土砂の取込み量の管理を適切に行い、過剰な取込みや取込み不足を防止すること。排土量管理においては、精度の維持・向上に取組み、異常の兆候等の早期把握に努めること。 なお、大断面のシールドにおいては、管理基準値の設定や対応について慎重に検討すること。		16	4	5	0	掘進時の土砂の取込み量の管理を適切に行い、過剰な取込みや取込み不足を防止すること。排土量管理においては、精度の維持・向上に取組み、異常の兆候等の早期把握に努めること。 なお、大断面のシールドにおいては、管理基準値の設定や対応について慎重に検討すること。		・句読点の修正
16	4	6	6. 裹込め注入	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	4	6	6. 裹込め注入	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)			
16	4	6	2	(2) 裹込め注入はセグメントを早期に安定させるように、テールボイドへの確実な充填をすみやかに実施すること。また、裹込め注入工の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。		16	4	6	2	(2) 裹込め注入はセグメントを早期に安定させるように、テールボイドへの確実な充填をすみやかに実施すること。また、裹込め注入工の施工管理は、注入圧と注入量で行うこと。		・句読点の修正
16	4	8	8. 挖進管理		16	4	8	8. 挖進管理				
16	4	8	5	(5) 軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には切羽に監視員をおくとともに作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。		16	4	8	5	(5) 軟弱地盤を人力掘削により掘削を行う場合には、切羽に監視員をおくとともに、作業指揮者の指揮のもとに作業を行わせること。		・句読点の修正
16	4	10	10. シールドトンネルの浮上がり	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	4	10	10. シールドトンネルの浮上がり	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)			
16	4	10	0	施工時においては、テールボイド内におけるセグメントリングの浮上がりに対して、セグメントの継手や裹込め注入方法を適切に選定し、施行時の安全性を確保するとともに、シールドトンネルの浮上りについての確認を常に怠らないこと。		16	4	10	0	施工時においては、テールボイド内におけるセグメントリングの浮上がりに対して、セグメントの継手や裹込め注入方法を適切に選定し、施行時の安全性を確保するとともに、シールドトンネルの浮上りについての確認を常に怠らないこと。		・脱字の修正
16	4	11	11. セグメント組み立て		16	4	11	11. セグメント組み立て				
16	4	11	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの解放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.) シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	4	11	4	(4) ジャッキの押し出し、引き抜きの手順は、セグメントの安定性の維持に留意して定めること。特にKセグメントの挿入時のジャッキ操作について十分に留意すること。またシールドジャッキの解放パターンは組立中のセグメントの安定性を十分検討したうえで選定すること。	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン厚生労働省通達基発0321第4号 (H29.3.21) シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	・適用基準の日付の修正
16	4	14	14. 堀進停止時の対応	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	4	14	14. 堀進停止時の対応	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)		・各地整との意見照会による修正（関東地整 技術調査課）	
16	4	14	0	切羽の不安定化のおそれがある長時間の堀進停止は、セグメント組立、休工、段取り替え、夜間の堀進制限等やむを得ない場合を除きこれを極力回避すること。また、停止する場合には、堀進再開時も含め、切羽の安定を図ること。 なお、堀進停止及び再開時には、継続的な堀進時よりも慎重に排土量を管理すること。		16	4	14	0	切羽の不安定化のおそれがある長時間の堀進停止は、セグメント組立、休工、段取り替え、夜間の堀進制限等やむを得ない場合を除きこれを極力回避すること。また、停止する場合には、堀進再開時も含め、切羽の安定を図ること。 なお、堀進停止及び再開時には、継続的な堀進時よりも慎重に排土量を管理すること。		・各地整との意見照会による修正（関東地整 技術調査課）

16	4	15		15. 施工管理全般	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)	16	4	15		15. 施工管理全般	シールドトンネル工事の安全・安心な施工に関するガイドライン(R3.12)		
16	4	15	0	施工時には事前に定めたリスクへの対応に従って確実に施工管理等を行うこと。シールドの掘進は、地盤の条件、トンネルの断面の大きさ等を考慮し、地盤の安定が確実に保たれるよう管理すること。 その際、泥水式シールドでの泥水品質や泥水圧、泥土圧シールドのチャンバー内の土砂の塑性流動性・止水性と圧力を適切に管理し、排土量と掘削土量をできるだけ正確に計測・分析し、カッタートルクやジャッキ推力等を把握して、地盤を緩めることがないように施工管理を行うこと。		16	4	15	0	施工時には事前に定めたリスクへの対応に従って確実に施工管理等を行うこと。シールドの掘進は、地盤の条件、トンネルの断面の大きさ等を考慮し、地盤の安定が確実に保たれるよう管理すること。 その際、泥水式シールドでの泥水品質や泥水圧、泥土圧シールドのチャンバー内の土砂の塑性流動性・止水性と圧力を適切に管理し、排土量と掘削土量をできるだけ正確に計測・分析し、カッタートルクやジャッキ推力等を把握して、地盤を緩めることがないように施工管理を行うこと。		・各地整との意見照会による修正（関東地整 技術調査課）	
17				第17章 河川及び海岸工事		17				第17章 河川及び海岸工事			
17	2			第2節 水辺及び水上作業		17	2			第2節 水辺及び水上作業			
17	2	2		2. 堤防等の維持修繕		17	2	2		2. 堤防等の維持修繕			
17	2	2	2	(2) 草刈り作業では、堤防の勾配、使用する機械の能力、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等確認すること。		17	2	2	2	(2) 草刈り作業では、堤防の勾配、使用する機械の能力、作業員の配置、河川距離標・障害物の有無等を確認すること。		・脱字の修正	
17	4			第4節 作業船及び台船作業		17	4			第4節 作業船及び台船作業			
17	4	1		1. 人員の水上輸送		17	4	1		1. 人員の水上輸送			
17	4	1	2	(2) 予想される輸送人員、気象、海象、その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流よりも速く、安全性のある通船を選定すること。		17	4	1	2	(2) 予想される輸送人員、気象、海象、その他の条件に対して余裕のある大きさで、十分な強度を有し、最大潮流よりも速く、安全性のある通船を選定すること。		・誤字の修正	
18				第18章 ダム工事		18				第18章 ダム工事			
18	2			第2節 基礎掘削工		18	2			第2節 基礎掘削工			
18	2	2		2. 大型重機械に関する留意事項		18	2	2		2. 大型重機械に関する留意事項			
18	2	2	3	(3) 作業員と他の機械類とが競合して作業することが多いので使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。	安衛則642の3	18	2	2	3	(3) 作業員と他の機械類とが競合して作業することが多いので、使用機械に関する安全留意事項の周知徹底を図ること。	安衛則642の3	・句読点の追加	
18	4			第4節 堤体コンクリート工事		18	4			第4節 堤体コンクリート工事			
18	4	1		1. コンクリート関連作業		18	4	1		1. コンクリート関連作業			
18	4	1	2	(2) 足場、足場板、吊りチェーン、ワイヤロープなどの足場部材は適宜点検を行い、損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。	安衛則567, 568	18	4	1	2	(2) 足場、足場板、吊りチェーン、ワイヤロープなどの足場部材は点検者を指名して適宜点検させ、損傷のあるときは修理してから作業を行うこと。	安衛則567, 568	・法令の改正に伴う改訂	
18	5			第5節 ダム材料盛立工事（フィルタイプダム）		18	5			第5節 ダム材料盛立工事（フィルタイプダム）			
18	5	7		7. 盛立面での人力作業	安衛則151の7	18	5	7		7. 盛立面での人力作業	安衛則151の7	・脱字の修正	
18	5	7	2	(2) 木根やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には、監視員を配し、重機械と作業員との接触を防止すること。		18	5	7	2	(2) 木根やオーバーサイズの除去作業を人力で行う場合には、監視員を配置し、重機械と作業員との接触を防止すること。			
18	5	9		9. リップラップ		18	5	9		9. リップラップ			
18	5	9	1	(1) リップラップ作業中は、盛立面及びそのり面下部には立入禁止区域を設けること。		18	5	9	1	(1) リップラップ作業中は、盛立面及びそのり面下部には立入禁止区域を設けること。		・文章の修正	